

「需要場所・発電場所」等の見直し概要

2021年3月31日

九州電力送配電 株式会社

要 旨

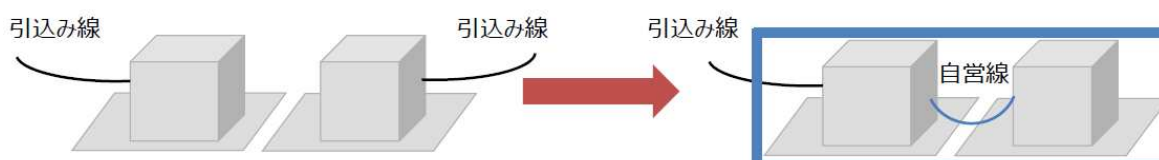
1

- 現行の託送供給等約款（以下、託送約款）では、1需要場所1引込み1契約を原則として定めており、その例外として、電気自動車の急速充電器とFIT電源については1需要場所2引込み2契約が可能となっています。
- 今般、上記以外の「1需要場所複数引込み」や「複数需要場所1引込み」に対するニーズが高まっており、このたび、本年4月から電気事業法施行規則に定める需要場所の定めが見直されることとなりました。
- これを受け、当社の託送約款における「需要場所および発電場所」や「供給および契約の単位」等の規定を見直すこととしました。

【1需要場所複数引込み（イメージ）】



【複数需要場所1引込み（イメージ）】



- 国の審議会（第23回、第27回、第29回電力・ガス基本政策小委）において、現行制度では対応できないニーズが生じていることが論点提起され、対応の方向性が議論されました。

(参考) 需要場所や引込み・契約単位の見直しについて

【第27回電力・ガス基本政策小委資料(抜粋)】

- 現行の託送制度における、**需要場所、引込数、契約単位**等の考え方は、「**一需要場所(※)、一引込み、一契約**」が原則とされており、需要家の電源や蓄電池等の**分散型リソースの出現**を念頭に置いたものとはなっていない。

(※)EVの急速充電器やFIT設備については、省令において一需要場所の例外として位置付け。

- 一方、需要家の需要場所内に設置される**分散型リソース等の普及**により、
 - ・レジリエンスの強化（災害時等の冗長性の確保）
 - ・再エネの導入拡大（地域分散の電源やEVや蓄電池等の有効活用）
 - ・電力ネットワークの効率的運用（系統や需要家を含むコストの合理化）などに資する、**様々な「系統接続ニーズ」（「1 需要場所複数引込み」、「複数需要場所1引込み」）**が出現している。

<第23回の電力・ガス基本政策小委員会における主なご意見>

- ・ネットワーク分散化に伴い、需要場所や引込み・契約単位の在り方の見直しを行っていくことに異論ございません。(牛窪委員)
- ・「一需要場所、一引込、一契約」の原則によらないニーズが現出する中で、そうしたニーズに対応するために、新たな制度を考える前に、**現状の原則の拡大適用にて対応できないか**、を検討し、**その場合のデメリットを精査**することがまずは議論のステップとして必要なのではないかと。(大橋委員)
- ・そもそも「一需要場所、一引込、一契約」の原則がおかしい。本来は、**必要な社会的費用(初期費用だけでなくランニング費用も含めて)が正しく需要家によって負担され、他者につけ回ししない適切な料金体系**になっていれば、複数引き込み、複数契約を自由に選択しても基本的に問題無いはず。原則自由で保安その他の、料金体系では対応出来ない問題が生じるときのみ例外的に規制するのが本来の合理的な姿。料金体系を抜本的に変えるのは大変なことで、すぐには対応出来ないから、従来の延長線上で、ニーズのあるところに限定的に類型を定めて例外を認めるという対策にならざるを得ないかもしれないが、本来は料金体系を抜本的に変えた上で原則自由とすべきで、当面の対応も、この本来の姿を念頭に置きながら進めるべき。(松村委員)

30

1 需要場所複数引込について

1 需要場所複数引込みの取扱い

- 以下の3要件のいずれかに該当する措置として、必要な設備を新たに施設する場合には、1 需要場所複数引込みによる供給を可能とします。
 - ① 災害による被害を防ぐための措置
 - ② 温室効果ガス等の排出の抑制等の措置
 - ③ 電気工作物の設置および運用の合理化のための措置
- 具体的な適用の判断基準として、資源エネルギー庁が同庁ホームページにQ Aを設ける予定としており、当社を含む一般送配電事業者は、当該Q Aに掲載される対応可能事例（OK具体例）および対応不可事例（NG具体例）に基づき対応していくこととなります。
 - ※ 資源エネルギー庁のQ Aは2021年4月1日公開予定。
 - ※ OK具体例に該当しない新たなニーズが生じた場合には、資源エネルギー庁にて保安上の懸念等を確認した上で、Q Aに事例が追加されることがあります。

費用負担の取扱い

- 1 需要場所複数引込みによる供給を行なうことにより、当社に追加的負担となる費用については、特定負担とし、工事費負担金として小売電気事業者から申し受けます。
- なお、工事費負担金として負担を求める範囲※は、従来の特例需要場所および特例発電場所の取扱いと同様です。

※現行の工事費負担金区分

工事費負担金の区分		需要側	発電側
引込線等（外線含む）		特定負担	特定負担
計量器	新規設置時	一般負担	特定負担（低圧は発電－需要の上回り分のみ特定負担）
	検満時	一般負担	特定負担（低圧は一般負担）
	非常災害時	一般負担	一般負担
その他		一般負担	一般負担

（考え方）

- ・ 設備構築にかかるコストは、特定負担（原因者負担）
- ・ 維持運営にかかるコストは、一般負担（託送料金により回収）

- 昨今の自然災害の激甚化を踏まえ、レジリエンスの強化（災害時の冗長性の確保）の観点から、以下のとおり新たなニーズの例が挙げられています。
- なお、従来の特例需要場所（電気自動車の急速充電器）については、普通充電器と同様、要件①（または要件②）で解釈可能なものとして整理される見込みです。

新たなニーズの例

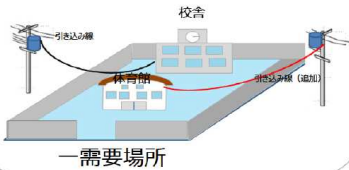
【避難場所（学校）への空調設置】

<概要>

- ・ 先般の自然災害を踏まえ、避難場所である学校の体育館へのエアコン設置のニーズが高まっている

<メリット>

- ・ 学校構内においては「一需要場所」であるため、仮にエアコンを設置した際、受変電設備の交換が必要となる場合があり、多額の費用を要することから避難場所へのエアコン設置の足跡となっている。仮に校舎と体育館別々の引込みが認められればエアコン導入が促進されることが期待される。



【EV・PHV普通充電器】

<概要>

- ・ 複合施設やマンション等で、これらの事業主体と異なる別の事業者（充電スタンド会社等）が普通充電器を設置するニーズがある。

<メリット>

- ・ 普通充電器の設置が容易になりEV・PHV普及に繋がるとともに、災害時の供給力とすることでレジリエンスが高まることが期待される。
- ・ EV・PHVの車載電池を使用したDRや調整力の取引が普及し再エネの導入拡大。

<EV普通充電器の複数引込みニーズ>



※現行の制度ではEVの急速充電器のみ2引込みが認められている。

【EV・PHV急速充電器】

<概要>

- ・ 従来から特例需要場所として認めていた急速充電器の2引込みについては、引き続き適用。



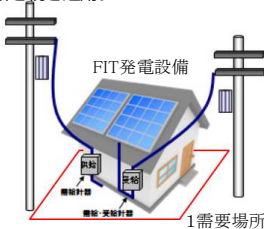
- 温室効果ガス等の排出の抑制等の措置としては、環境性や再エネの大量導入といった観点から以下のとおり新たなニーズの例が挙げられています。
- なお、再エネ設備については、低圧敷地分割案件のように徒に多数の契約に分割することは、送配電設備の過剰投資を招くことなどの理由が、「社会的経済的に見て不適切であり、供給区域内の電気の利用者の利益を阻害する」ものとして、資源エネルギー庁QAにてNG具体例に掲載され、認められない方向です。

新たなニーズの例

【再エネ(FIT)設備】

<概要>

- ・ 従来から特例発電場所として認めていたFIT発電設備の2引込みについては、引き続き適用。



【EV・PHV急速充電器】



【再エネ（非FIT）設備】

<概要>

- ・ 一需要場所において、現需要家とは別の需要家が別引込で再エネを設置するニーズがある。

<メリット>

- ・ 別引込にすることで、現需要の契約電力に影響を与えずに増設が可能。
- ・ 現に余剰売電といった形態であれば1引込でも可能だが、2引込みであれば全量を売電することが可能になり、選択肢が広がり再エネの普及が進む可能性がある。



※現行の制度ではFIT認定設備のみ2引込みが認められている。

【EV・PHV普通充電器】

<概要>

- ・ 複合施設やマンション等で、これらの事業主体と異なる別の事業者（充電スタンド会社等）が普通充電器を設置するニーズがある。

<メリット>

- ・ 普通充電器の設置が容易になりEV・PHV普及に繋がるとともに、災害時の供給力とすることでレジリエンスが高まることが期待される。
- ・ EV・PHVの車載電池を使用したDRや調整力の取引が普及し再エネの導入拡大。



※現行の制度ではEVの急速充電器のみ2引込みが認められている。

- 電気工作物の設置および運用の合理化のための措置としては、電力ネットワークの効率的運用やコスト合理化の観点から、データセンターの例が挙げられています。
- 1 需要場所 2 引込み（いずれも高圧供給）とすることで、需要家および送配電事業者のいずれにも過剰な設備投資を回避できる効果※や工期短縮や見込まれます。

※必要に応じて、お申込みいただいた内容で、設計比較を行ったうえで、合理性の判断を行う場合があります。

新たなニーズの例

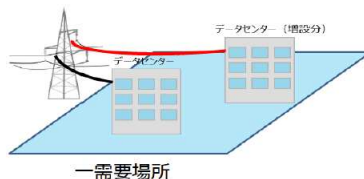
【データセンター】

<概要>

データセンターは、マーケットの状況により適宜増築をすることや、電力の消費量が極めて大きいなどの特有の事情があり、各棟ごとに引き込みたいといったニーズがある。

<メリット>

- 送配電設備の構築に当たっても、増築する度に受変電設備の交換をせずに済むため、経済的である。
- データセンター事業者にとっても需給開始を短縮することができ事業計画が立てやすい等のメリットがある。



複数需要場所 1 引込について

複数需要場所 1 引込みの取扱い

- 以下の 3 要件のいずれかに該当する措置として、契約者または発電契約者から申し出があり、当社が技術上、保安上適当と認めた場合には、複数需要場所 1 引込みによる供給を可能とします。
 - ① 災害による被害を防ぐための措置
 - ② 温室効果ガス等の排出の抑制等の措置
 - ③ 電気工作物の設置および運用の合理化のための措置
- 1 需要場所複数引込みと同様、具体的な適用の判断基準として、資源エネルギー庁 Q A に掲載される対応可能事例（OK 具体例）および対応不可事例（NG 具体例）に基づき対応していくこととなります。

費用負担の取扱い

- 1 需要場所複数引込みにおける特定負担との整理と異なり、複数需要場所 1 引込みによる供給を行なう場合は、託送約款 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）にもとづき申し受けるケースを除き、工事費負担金として別途の申し受けは行ないません。

複数需要場所 1 引込みのニーズの例（再エネ関連）

- これまでは、再エネの負荷設備（パワコン）について、原需要場所に集約することで発電設備の分散が可能でしたが、負荷設備の集約をしないニーズが例として挙げられています。
 - 要件② 温室効果ガス等の排出の抑制等の措置
- また、系統事故時など緊急時において、近隣にある太陽光発電設備から供給を受けるニーズも挙げられています。
 - 要件① 災害による被害を防ぐための措置

新たなニーズの例

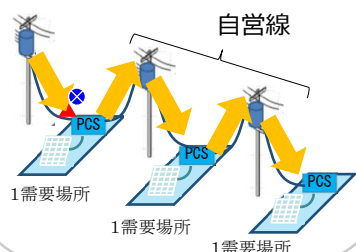
【FIT 飛び地認定電源】

<概要>

- ・ 原需要場所とは異なる需要場所に F I T 発電設備を設置、同様に各需要場所に負荷（パワコン：P C S）を設置し、各需要場所を自営線で連結する。
- ・ パワコンの稼働電力は系統から供給を受けた電気を自営線を通じて供給。

<メリット>

- ・ 負荷設備の集約が不要となる。



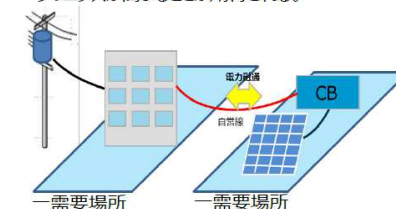
【別需要地の再エネ等の電力融通】

<概要>

- ・ 現需要場所とは異なる需要場所に太陽光発電設備を設置しそこで発電した電力を常時供給を行うことで自家発自家消費を実施。
- ・ パワコンの稼働電力は現需要場所から供給。

<メリット>

- ・ 系統からの電力系統が途絶えた場合であっても、別の場所で発電した電力を活用でき、レジリエンスが高まることが期待される。



※ 現行では、パワーコンディショナー等の負荷設備を分散すること託送約款上認められていない。

- 昨今の豪雨災害により地下に設置していた受電設備が水没しタワーマンション全体で電気の使用が不能となった事例から、近隣のマンション同士を自営線で連結し、非常時には電気を融通するケースが例として挙げられています。
 - 要件① 災害による被害を防ぐための措置
- この場合、一部の負荷が2契約にまたがることとなり、融通元の契約電力等は従来よりも高くなることが想定されるため、融通先と融通元両者の合意が前提となります。

新たなニーズの例

高圧以上のみ

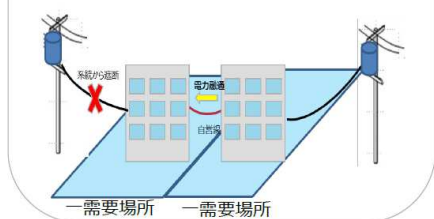
【非常における電力融通（タワーマンション）】

<概要>

台風19号の際、タワーマンション等は地下に変電設備を設置しているため、浸水で受電設備が故障し、電気が長期間途絶えるところがあった。

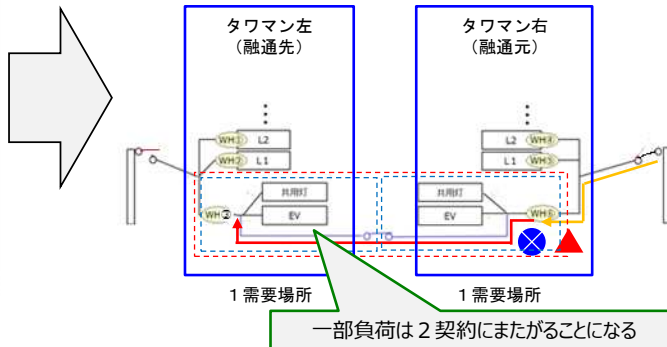
<メリット>

例えば、系統から遮断された際に近隣の建物から電力供給を受けることができれば、長期間の停電を防ぐことが可能になる。



（供給イメージ）

- ・タワマン右の契約（WH 4～6）は右側引込線から供給
- ・タワマン左の契約（WH 1～3）は平常時、左側引込み線から供給
- ・非常時において、タワマン左は系統から切り離され、タワマン左のWH 3（共用契約）は、タワマン右のWH 6から自営線を通じて電気の供給を受ける



特例需要場所に係るお申し込み方法

- 前頁まででご説明しました、特例需要場所に係るお申し込み（1 需要場所複数引込み、複数需要場所 1 引込み）方法は、従前どおり託送新增設受付システムによるお申し込みとなります。
- なお、特例需要場所に係るお申し込みにあたっては、次頁の「確認書」をご提出※いただく必要がございます。
 - ※「確認書」は託送新增設受付システムに添付いただくこととなりますが、現在、システム上に様式を準備するための改修をしておりますので、別途お送りする様式を添付資料としてご提出ください。

託送新增設 受付システム システム管理者 配電本部01

九州電力送配電からのお知らせ

お知らせ情報が更新された件名から表示しておりますので、ご確認ください。

更新日	カテゴリー	タイトル
2021/04/中旬	申込関連	1 需要場所複数引込、複数需要場所 1 引込の申込方法等について（仮）

電気契約のお申込

低圧の新設、増設等の工事申込を行う場合は、以下の申込種別から選択してください。

株式会社御中		年 月 日
特例区域等の適用に関する確認書		
託送供給等約款14(4)に規定される特例区域等の適用について以下のとおり申し込みます		
1. 特例区域等		
需要者名・発電者名	〇〇工業株式会社	
所在地	東京都千代田区内幸町1-5-3	
2. 申込内容		
災害による被害を防ぐための措置		
<input type="checkbox"/>	避難場所への空調の設置	<input type="checkbox"/> その他 ()
温室内効果ガス等の排出の抑制等のための措置		
<input type="checkbox"/>	再エネ (FIT) の設置	<input type="checkbox"/> 再エネ (FIT以外) の設置
<input type="checkbox"/>	EV等急速充電器・普通充電器の設置	<input type="checkbox"/> その他 ()
電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気的使用者の利益に資する措置		
<input type="checkbox"/>	データセンターへの引込	<input type="checkbox"/> その他 ()
3. 設置する設備		
4. 確認事項		
<input type="checkbox"/>	特例区域等に設置する電気工作物および関連設備が、電気設備に関する技術基準を定める省令を満たす設置である。	
<input type="checkbox"/>	特例区域等と非特例区域等との間が外観上区分されている。	
<input type="checkbox"/>	特例区域等と非特例区域等の電気工作物が電気的に接続されていない。	
<input type="checkbox"/>	特例区域等の配線が、非特例区域等の配線と識別可能なように施設されている。	
<input type="checkbox"/>	当社が非特例区域等における業務を実施するため、託送供給等約款42(発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することに同意する。	
<input type="checkbox"/>	特例区域等の直稼等のため、境内に立ち入る場合は、非特例区域等の電気工作物の設置者等が立ち会うなど、アクセスが認められるとともに顕微による事故等が発生しないように予め申し合わせがなされている。	
<input type="checkbox"/>	特例区域等と非特例区域等に設置する電気工作物の設置者が同一である。	
<input type="checkbox"/>	特例区域等と非特例区域等の主任技術者は同一の主任技術者である (自家用電気工作物の場合)。	
<input type="checkbox"/>	特例区域等への供給に伴う工事を契約者または発電契約者が負担する。	
<input type="checkbox"/>	特例区域等が低圧 (一般用電気工作物)、非特例区域等が高圧以上 (自家用電気工作物) にて供給となる場合、自家用使用区域図から特例区域等の除外する申請が必要か国に確認する。	
5. 原需要場所の情報		
需要者名	△△商事株式会社	
所在地	東京都千代田区内幸町1-5-3	
地点番号	0310112012345678901234	

※ 特例区域等と非特例区域等の位置が分かる平面図や、単線結線図をあわせて提出してください。

株式会社御中		年 月 日
需要場所間の電力融通に関する確認書		
需要場所間の電力融通について以下のとおり申し込みます		
1. 融通元		
融通元の所在地	〇〇工業株式会社	
需要者名・発電者名	東京都千代田区内幸町1-5-3	
2. 申込内容		
<input type="checkbox"/>	再エネ等の電力融通	<input type="checkbox"/> 非常時の電力融通
<input type="checkbox"/>	その他 ()	
3. 確認事項		
<input type="checkbox"/>	融通元および融通先の電気工作物は、自家用電気工作物である。	
<input type="checkbox"/>	融通元および融通先の電気工作物は、電気設備に関する技術基準を定める省令を満たす設備である。	
<input type="checkbox"/>	融通元電気工作物と融通先電気工作物が平時において、インターロック機構等により、電気的に接続されていない。	
<input type="checkbox"/>	融通先の需要場所において、融通元を起点とする配線が、融通先の配線と識別可能なように施設されている。	
<input type="checkbox"/>	融通元には非常用自家発電装置又は停電時にも電気を供給する設備が設置されていない。または、これらの電気回路と融通元を繋げる電気回路が電気的に接続されていない。	
<input type="checkbox"/>	融通元または融通先の点検等のため、他の需要場所の境内に立ち入る必要がある場合は、当該他の需要場所の電気工作物の設置者等が立ち会うなど、アクセスが認められるとともに顕微による事故等が発生しないように予め申し合わせがなされている。	
<input type="checkbox"/>	当該電気工作物と原需要場所に設置する電気工作物の設置者が同一である。	
<input type="checkbox"/>	融通元および融通先の主任技術者は、同一の主任技術者である。	
<input type="checkbox"/>	系統停電時に電力融通する場合、次に掲げる全ての要件を満たしている。 (イ) 電力融通する際は、電気主任技術者等が判断を行うこと。 (ロ) 電力融通していないときは、融通先の屋内配線と融通元の電気工作物が電気的に接続されていないが、電力融通のときは融通先の電気工作物が確実に系統から切り離される場合に限り、融通先の屋内配線と融通元の電気工作物が電気的に接続されるよう設備が設置されること。	
4. 融通先の情報		
需要者名	△△商事株式会社	
所在地	東京都千代田区内幸町1-1-3	
地点番号	0310112012345678901	
融通先の設備総容量	100kW	

※ 融通元と融通先の位置が分かる平面図や、単線結線図をあわせて提出してください。

※ 「確認書」については、現在全国大で作成中のため、様式が確定し次第、別途ご連絡させていただきます。

資源エネルギー庁 Q A の掲載

- 4 頁に記載のとおり、具体的な適用の判断基準となる資源エネルギー庁 Q A は、2021年 4 月 1 日に公開予定です。

お申込みにあたってのご留意点

- これまでご説明をいたしました新たな「特例需要場所」に係る適用については、今後、お申込みをいただいたのち、資源エネルギー庁が公表予定としている Q A をもとに、その適否を判断することになります。
- また、13 頁に記載のとおり、「特例需要場所」に係るお申込みに際しては、「確認書」のご提出が必要となります。
- しかしながら、上記 2 点は、本日時点で全国大での議論が進行している途中のため、今後のお申込みにあたっては、ご検討段階で最寄りの当社配電事業所受付関係箇所へご相談をいただきますよう、お願いいたします。